



# 猪苗代町在宅高齢者福祉サービス事業のご案内



## ◆要介護・要支援の認定を受けていない方

事業名	サービスの対象者	サービスの内容	費用負担	必要書類
高齢者生きがい活動支援通所事業「お元気クラブ」	概ね65歳以上の方で、自分で入浴や送迎のバスに乗り降りできる方	老人福祉センター内で活動 ・温泉入浴、趣味、文化的活動 ・軽い運動などによる健康づくり 以上の自主的活動を専任の指導員がお手伝いします。	1回500円 ※生活保護世帯は全額免除 ※昼食は、各自負担してください。持参するかセンターから出前をとっても結構です。	・高齢者生きがい活動支援通所事業利用申請書 ・利用者状況調査書
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	概ね60歳以上の方で、地域包括支援センターのケアマネージャーが住宅改修を必要と認める方	転倒などにより要介護状態とならないために行う住宅改修にかかった費用の一部を助成します。 ※改修費用の9割に相当する額を助成 ※上限は180,000円	改修費用の1割または費用から助成額を引いた額となります。 ※ただし、助成は後払いですので、かかった費用は一旦全額支払うこととなります。	・補助金交付申請書 ・住宅改修が必要な理由書 ・工事見積書 ・住宅改修承諾書(借家等の場合) ・住宅改修前の写真

## ◆要介護・要支援の認定を受けている方も受けていない方も

事業名	サービスの対象者	サービスの内容	費用負担	必要書類
緊急通報システム事業(通報事業)	電話回線を有する、65歳以上の一人暮らしの心身障害者かつ住民税非課税世帯	緊急通報機能を持った専用機器を貸与し、緊急事態発生時に備えます。また、1週間に1度電話で安否確認を行います。	なし ※ただし、通報にかかる電話料及び機器等にかかる電気料はご負担いただきます。	・緊急通報システム利用申請書 ・利用者状況調査書
緊急通報システム事業(見守り事業)	・65歳以上の一人暮らしの心身障害者 ・高齢者世帯かつ介護認定を受けている方がいる世帯で、二親等と同居していない方	トイレ等の電球を見守り電球に取り替えることで、異常を感じた際に、ご家族へメールで通知し、依頼に応じてスタッフが訪問します。	なし ※ただし、通報に係る電気料はご負担いただきます。	・緊急通報システム利用申請書 ・利用者状況調査書
高齢者見守りQRコード交付事業	町内に住所を有し、認知症により徘徊をする可能性のある在宅で生活する高齢者を介護している親族や支援者など	認知症高齢者が徘徊や迷子などで行方不明になったときに、早期に身元が判明できるよう専用のコールセンターの連絡先が表示されるQRコード(シールタイプ又はアイロン接着タイプ)を交付します。	なし ※ただし、追加交付や紛失した場合の再交付は費用負担があります。	・高齢者見守りQRコード交付事業利用申請書 ・利用者状況調査書
在宅高齢者軽度生活援助事業	概ね65歳以上の方のみの世帯で次に該当する方 ・住民税非課税世帯 ・自分ではできない日常生活上の援助を必要とする方	家事補助・買い物、外出付き添い、屋内外軽作業、除草、家屋等修繕、植木・庭の手入れ・雪囲い・雪囲い外し、除雪、生活上の助言・指導などの手助けをします。	援助時間1時間あたり150円 ※援助時間は作業員×作業時間で算定 ※ただし、規定の利用時間を超える分は全額自己負担となります。詳しくは下記までお問い合わせください。 ※生活保護世帯は全額免除	・軽度生活援助利用申請書
高齢者等外出支援サービス事業	下記の理由により公共交通機関を利用することが困難な方 ・概ね65歳以上の方 ・身障害者・難病患者 ・寝たきりなど	車いす又はストレッチャー対応の福祉タクシーの利用料金を助成します。 ・料金の1/2以内を助成(上限は1回5,000円) ・利用回数は月4回まで(片道で1回、往復で2回)	福祉タクシー利用料金の1/2または利用料金から助成額を引いた額となります。 ※助成は後払い ※入院・退院時は利用不可 ※利用決定前の福祉タクシー利用料金は助成対象外	・外出支援サービス利用申請書
在宅高齢者等訪問理美容サービス事業	下記の理由により理美容室へ行くことが困難な方 ・概ね65歳以上の方 ・心身障害者 ・難病患者	理美容業者が利用対象者宅を訪問して行う理美容サービス	理美容業者で定めた理美容料金 ※業者が訪問に要する経費を町が負担します	・訪問理美容サービス利用申請書
寝具丸洗い乾燥消毒サービス	概ね65歳以上の在宅の方で次に該当する方 ・寝たきりなど ・65歳未満で初老期認知症等に該当する方も含む	次のものを丸洗い・消毒・乾燥します。 ・掛け布団、敷き布団、毛布各1枚を1組として年1回実施します。 ※契約業者がご自宅まで引き取り・配達に伺います。	1組500円 ※羽毛、羊毛等の特殊材料にかかる上乗せ料金は利用者の負担となります。	・在宅高齢者サポート事業給付等申請書
老人日常生活用具給付等事業	概ね65歳以上の方で次に該当する方 ・一人暮らし ・寝たきりなど	生活の安全と便宜を図るため、次の用具を給付します。 ・電磁調理器、火災警報機、自動消火器	所得に応じて自己負担があります。	・老人日常生活用具給付等申請書 ・利用者状況調査書
在宅高齢者等配食サービス事業	下記の理由により調理を行うことが困難な世帯 ・概ね65歳以上の高齢者のみの世帯 ・心身障害者世帯 ・難病患者世帯	昼食のお弁当の配達します。(週2回まで)	1食あたり500円 ※生活保護世帯は半額免除	※申請受付はシルバー人材センターで行っています。

## ◆要介護・要支援の認定を受けている方

事業名	サービスの対象者	サービスの内容	費用負担	必要書類
在宅高齢者紙おむつ等給付券支給事業	本人非課税かつ在宅で生活している次に該当する方 ・要介護4以上の方 ・認定調査票における「排尿」又は「排便」が「介助」または「見守り等」に該当する方 ・上記以外の理由で別途必要性が認められる方	3,000円の紙おむつ等給付券を毎月1枚支給します。 ※入院や入所等の場合はご利用できません。	なし ※3,000円を超える分は自己負担となります。	・紙おむつ等給付券支給申請書
グループホーム入居家賃助成	GHIに入居している次に該当する方 ①非課税世帯かつ高齢福祉年金受給者 ②非課税世帯かつ合計所得と課税年金収入が80万円以下 ③非課税世帯で①②に該当しない人	①②に該当する方 入居家賃の58%を助成 ③に該当する方 入居家賃の33%を助成	差し引き家賃およびその他利用料については自己負担。	・入居家賃助成申請書 ・契約書の写し

申し込み先 問い合わせ先	猪苗代町 保健福祉課高齢者福祉係 電話番号 62-2115	猪苗代町 地域包括支援センター 電話番号 72-1530	猪苗代町 シルバー人材センター 電話番号 62-5203	猪苗代町 社会福祉協議会 電話番号 62-5168
-----------------	-------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------